

一般社団法人日本戦没者遺骨収集推進協会
寄付金受納規程

規程第 18 号
令和 2 年 2 月 27 日
第 17 回臨時理事会

(目 的)

第 1 条 この規程は定款第 52 条に基づき、国内外の個人又は企業等から、本協会への寄付の申し入れがあったときに、受納する基準を定めるものである。

(寄付金の受納基準)

第 2 条 本協会の事業計画書に基づく事業費は、国からの委託費を充てるものであるため、以下の各号の用途目的を承諾される場合に受納する。

- (1) 事業対象地域の福祉等に資することによって事業を円滑に進めるための経費等（定款第 4 条第 3 号以下の経費）としての寄付金
- (2) 前項を含め、法人の運営全般に使用できる寄付金

(寄付者への確認)

第 3 条 寄付の申し入れのあった個人、企業又は団体に対して本協会への寄付は、個人の所得税の減額又は企業の損金勘定への繰り入れなどの特典は伴わないことを説明したのち、前条の基準を説明し、前条第 1 号又は第 2 号かを明確にして受納する。

(会計措置)

第 4 条 寄付金は寄付金台帳に記入し、法人会計で受け入れる。収入科目において「1 号寄付」又は「2 号寄付」として区分し、支出においてもその目的に配慮する。

2 当該年度に使用しなかった寄付金は、次年度に引きつぐ。

(寄付者への謝意)

第 5 条 寄付者には受納時に領収書を発給するほか、会計年度終了後お便りを差し上げ当該者の寄付の用途を伝え謝意を表明する。

附則 この規定は、決定の日より実施し、これ以前の寄付は 2 号寄付金とする。